

龍郷町告示第17号

龍郷町有料広告掲載要綱を次のように定めた。

平成24年3月30日

龍郷町長 川畑 宏友

龍郷町有料広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民間企業等の広告を有料で掲載することにより、町の資産を広告媒体として有効に活用し、町の新たな財源の確保、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 「広告媒体」とは、次に掲げる町の資産のうち、広告掲載が可能なものをいう。

- (1) 町のホームページ
- (2) 前1号に掲げるもののほか、広告媒体として活用できる資産として町長が認めるもの

2 「広告掲載」とは、広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告掲載の基準)

第3条 町長は広告掲載に当たり広告媒体の本来の目的に支障を生じさせないようにするとともに、その公共性にかんがみ、社会的な信頼性及び公平性を損なうことのないよう十分配慮するものとする。

2 町長は、前項の規定に関して別に広告掲載の基準（以下「広告掲載基準」という。）を定めるものとする。

(広告掲載の優先順位)

第4条 広告掲載の優先順位は、次の順序とする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 公共的性格のある企業で、町内に事業所等を有するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、企業及び自営業で、町内に事業所等を有するもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当であると町長が認めるもの

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集は、広報誌、ホームページ等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載をしようとする者（以下「申込者」という。）は、（別紙様式第1号）申込書に広告案を添えて町長に提出しなければならない。

2 申込者（実際に広告を掲載する者と申込者が異なる場合は、実際に広告を掲載する

者及び申込者)は、町税その他使用料等に未納があつてはならない。

(広告の審査)

第7条 町長は、前条の申込みを受理したときは、速やかに龍郷町広告審査委員会に付議するものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 町長は龍郷町広告審査委員会からの報告を経て、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は前項の規定による決定をしたときは、別に定める通知書(別紙様式第2号)によりその旨を申込者に通知しなければならない。

(広告の作成及び提出)

第9条 前条第2項の規定により、広告を掲載する旨の決定の通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は町長が指定する日までに広告の原稿をデータで提出しなければならない。

2 前項の広告は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告の規格等)

第10条 広告の規格は、次のとおりとする。

1 枠 の 大 き さ	縦50ピクセル×横170ピクセル
デ ー タ 形 式	GIF・JPEG・PNG
そ の 他	画像のスライス(分割)不可

2 広告の掲載位置、順序及び枠数は、町が指定する。

(広告掲載料)

第11条 広告掲載料については、次のとおりとする。

掲載箇所	区分	期間	掲載料	枠数
龍郷町トップページ	町内	3か月	10,000円	4枠
		1年間	30,000円	
	町外	3か月	30,000円	
		1年間	80,000円	

(広告主の責務)

第12条 広告主は、次に掲げる責務を有するほか、広告掲載しようとする広告に関する一切の責任を負うものとする。

- (1) 当該広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び当該広告の内容等に関するすべての財産権につき権利処理が完了していることを町長に対して保証すること
- (2) 第三者から当該広告に関連して損害を被ったという苦情、被害の申立て、損害賠償の請求等があったときは、広告主の責任及び負担において解決すること。

(広告掲載料の納入)

第13条 広告掲載料は、町長が指定する日までに原則として一括前納するものとする。

(広告掲載の内容等の審査等)

第14条 町長は、広告掲載された広告(町のホームページに掲載された広告にあつては当該広告のリンク先を含む。)の内容等を当該広告掲載の都度、審査するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査において、この要綱、広告掲載基準等に定める事項に違反していると認めるときは、広告主に対し当該広告の内容等の訂正、削除等を指示するとともに、龍郷町広告審査委員会に通知するものとする。

3 広告主は、前項の規定による指示があつたときは、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

(広告掲載の取消し等)

第15条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第9条第1項の決定の通知を取り消し、又は契約を解除することができるものとする。この場合において、既納の広告掲載料は、返還しないものとする。

- (1) 第3条の規定に違反したとき。
- (2) 別に定める広告媒体ごとに定める事項に違反したとき。
- (3) 第9条第1項の町長が指定する日までに広告の原稿を提出しないとき。
- (4) 第13条の町長が指定する日までに広告掲載料を納入しないとき。
- (5) 前条第2項に規定する広告の内容の訂正、削除等の指示に広告主が応じないとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載が適当でない町長が認めたとき。

(広告掲載の取下げ)

第16条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げようとするときは、町長が別に定める申出書(別紙様式第3号)を町長に提出しなければならない。

3 広告掲載を取り下げたときは、既納の広告掲載料は、返還しないものとする。ただし、町長が特に認めたときは、この限りでない。

(広告料の返還)

第17条 広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載を取り消したとき又は広告掲載ができなかったときは、町長は、既納の広告掲載料の全部又は一部を当該広告主に返還するものとする。

(委員会)

第18条 広告掲載に関する次項各号に掲げる事項を審査するため、龍郷町広告審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事項について審査し、その結果を町長に報告するものとする。

- (1) 広告媒体に関すること。
- (2) 広告掲載基準に関すること。

- (3) 広告案の審査及び第4条の優先順位に関すること。
- (4) 広告掲載に関し疑義の生じた事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載に関し町長が必要と認める事項  
(組織)

第19条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副町長をもって充てる。
- 3 副委員長は、企画財政課長をもって充てる。
- 4 委員は、総務課長、税務課長、産業振興課長、生活環境課長及び審査案件を所管する課長をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、第7条第1項の規定による町長の付議があったとき又は委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第20条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか広告掲載の規格、期間、料金その他の広告掲載に関し必要な事項は、広告媒体ごとに別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

平成 年 月 日

龍郷町長 殿

申込者  
住所（所在地）  
氏名（名称） 印  
電話番号  
担当部署・氏名 印

有料広告掲載申込書

龍郷町有料広告掲載要綱を遵守の上、下記の書類を添えて申し込みます。

記

1. 掲載希望期間

年 月 日 から 年 月 日まで  
( か月)

2. 事業内容

3. 添付書類：広告案，納税証明等

様式第2号（第8条関係）

第 年 月 日 号

様

龍郷町長

印

広告（掲載・非掲載）決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

掲 載 ・ 非 掲 載 （理由： ）

1. 広告掲載料 \_\_\_\_\_ 円

2. 掲載料納付期限 年 月 日

3. バナー・URLの提出期限 年 月 日

【掲載料の納付先】

※振込手数料は申込者負担です。

振込口座 : あまみ農業協同組合龍郷支所 普通 9800018

名 義 : 龍郷町会計管理者（タツゴウチヨウカイケイカンリシヤ）

様式第3号（第16条関係）

平成 年 月 日

龍郷町長

殿

申込者

住所（所在地）

氏名（名称）

印

電話番号

担当部署・氏名

印

### 広告掲載取下申出書

現在、貴町ホームページに掲載しておりますバナー広告を取り下げたいので申し出ます。

理由：（ ）